## かごしま8050ネットワーク 会員名簿取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、かごしま8050ネットワーク(以下「本会」という。)に属する会員(以下「会員」という。)に関する名簿(以下「会員名簿」という。)を作成し、利用するに当たり、会員名簿の適正な取扱いの基準を定め、もって本会の活動の活性化と会員相互の連絡調整を図り、併せて会員の個人情報の保護に資することを目的とする。

(責務)

第2条 本会及び会員は、本会が作成した会員名簿に登載された情報(以下「登載情報」という。)の重要性を認識し、この要綱の規定を遵守するとともに、個人の権利利益を保護するため、会員名簿の目的外利用又は登載情報の漏洩など、個人情報の保護に反する不正な取扱いをしてはならない。

## (会員名簿管理者)

- 第3条 次に掲げる業務を行わせるため、本会に会員名簿管理者を置く。
- (1) 会員名簿に関する会員からの問い合わせ、相談等への対応に関すること。
- (2) 登載情報の収集並びに訂正、追加及び削除(以下「訂正等」という。)に関すること。
- (3) 会員名簿の作成及び配布に関すること。

(会員名簿の利用目的)

- 第4条 会員名簿の利用目的は、次のとおりとする。
- (1) 会員の把握及び連絡調整
- (2) 本会の会議及び緊急事項等の連絡
- (3) 会員相互の情報交換
- (4) 災害その他緊急時における連絡及び安否確認等
- (5) 本会が主催する行事に関する連絡及び案内等
- (6) 本会の経理に関する処理
- (7) 前各号に掲げるもののほか、役員会での決定に基づき決定した利用目的

(登載情報の項目、配布先、会員名簿管理者及び有効期限)

第5条 本会が作成する会員名簿に係る登載情報の項目、配布先、会員名簿管理者及び有効期限は、次のとおりとする。

- (1) 登載情報の項目 会員の住所、氏名、所属部署等及び連絡先
- (2) 配布先 会員及び役職員
- (3) 会員名簿管理者 事務局長
- (4) 有効期限 発行の日から更新日まで
- 2 前項の登載情報のうち、会員名簿への登載について本人から同意を得られなかった項目は、会員名簿に登載してはならない。

## (登載情報の収集)

第6条 登載情報の収集について会員に協力を求めるときは、会員名簿の利用目的、登載情報の項目、会員名簿の配布先を会員にあらかじめ知らせなければならない。

2 登載情報を収集するときは、会員名簿に登載することについて会員本人の同意を得て、会員本人から収集しなければならない。

3 会員名簿の利用目的に必要のない登載情報は、収集してはならない。

(会員名簿に記載する注意事項等)

第7条 登載事項のほか、次に掲げる事項については、会員名簿の表紙又は会員名簿の見やすい箇所に記載しなければならない。

- (1) 会員名簿管理者の氏名及び連絡先
- (2) 会員名簿を適正に利用し、及び管理するための注意事項
- (3) 不要となった会員名簿の返却方法又は処分方法
- (4) 法的責任の告知
- (5) 会員名簿の固有番号

(登載情報の訂正等)

第8条 会員名簿管理者は、会員本人からの届出に基づき、登載情報の訂正等を行うものとする。ただし、会員本人と長期間にわたり連絡が取れない等やむを得ないときは、職権により訂正等を行うことができる。

- 2 前項本文の届出は、会員名簿管理者に対して書面により行わなければならない。
- 3 会員名簿管理者は、第1項の規定により登載情報の訂正等を行ったときは、既に配布済みの会員名簿についてすべての配布先に訂正等の内容を通知しなければならない。

(会員名簿配布先の記録)

第9条 会員名簿管理者は、会員名簿を配布したときは、配布年月日、配布先の氏名その他 必要な事項を記録しておかなければならない。

(会員名簿の利用及び管理)

第10条 会員は、会員名簿を利用目的以外に利用してはならない。

- 2 会員は、会員名簿に登載されている者以外の者に登載情報を漏らしてはならない。
- 3 会員は、登載情報が第三者に漏れないように適正に管理しなければならない。

(不要となった会員名簿の回収及び処分)

第11条 会員名簿管理者は、会員名簿を作成し直したことなどにより会員名簿が不要になったときは、すべての配布先にその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた者は、登載情報が漏れないように会員名簿を適正に会員自身の責任において処分しなければならない。
- 3 本会が保管していた会員名簿は、本会の履歴を記録しておくために必要な部数を残すものとする。

(この要綱の改正又は廃止)

第12 条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、本会の役員会において決定するものとする。

(委任)

第13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、代表が定める。

## 附則

この要綱は、令和2年 2月22日から施行する。